

○岡山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成17年4月1日
市教育委員会規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 岡山市立学校条例(昭和39年市条例第49号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校をいう。
- (2) 中学校区等 岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学に関する規則(昭和30年市教育委員会規則第1号。以下「就学規則」という。)別表第1中学校の欄に掲げる中学校、別表第2に掲げる学校及び別表第3義務教育学校の欄に掲げる義務教育学校の区分ごとに、それぞれの表の通学区域の欄に掲げる区域をいう。

(設置)

第3条 岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

(基本方針の承認等)

第4条 協議会が置かれた学校(以下「対象学校」という。)の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
 - (2) 学校運営組織に関すること。
 - (3) 学習指導及び生徒指導に関すること。
 - (4) 保護者及び地域住民の協力や参画に関すること。
 - (5) その他対象学校の校長が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行わなければならない。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、義務教育学校の委員の定数については、対象学校の校長と協議して定める。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民

- (3) 対象学校の校長
 - (4) 対象学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 対象学校の校長は、委員を教育委員会に推薦することができる。
 - 3 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重して委員選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外のものを選考することを妨げない。
 - 4 委員に欠員を生じたときは、教育委員会は速やかに後任の委員を任命するものとする。
 - 5 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職職員とする。

（禁止行為）

- 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会の委員たるにふさわしくない非行
 - (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に、委員としての地位を利用する行為
 - (3) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす行為

（任期）

- 第7条 委員の任期は1年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

- 第8条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることはできない。
- 2 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

- 第9条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる
 - 3 会長は、会議録を調製し保管しなければならない。

（会議の公開）

第10条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- (1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
 - (2) その他特別の事情により、会長又は委員の過半数が必要と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(適正な運営の確保)

第12条 対象学校の校長は、対象学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、申し出なければならない。

- 2 教育委員会は、対象学校の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

- 2 協議会は、保護者や地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(連絡会の開催)

第15条 協議会は、情報の共有を図るため、同一中学校区等に存する他の協議会と定期的に連絡会を開催するよう努めるものとする。

(運営等)

第16条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市教育委員会規則第12号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年市教育委員会規則第2号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に指定を受けている地域協働学校は、この規則による改正後の地域協働学校の指定を受けたものとみなす。

附 則(平成27年市教育委員会規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年市教育委員会規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年市教育委員会規則第12号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年市教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山市地域協働学校運営協議会の設置等に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年市教育委員会規則第10号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年市教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。